

(案)

資料 1 - 2

個 情 第 号  
令 和 年 月 日

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿  
文部科学大臣 松 本 洋 平 殿  
厚生労働大臣 上 野 賢一郎 殿  
経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

個人情報保護委員会  
委員長 手 塚 悟  
( 公 印 省 略 )

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律に基づく認定について (回答)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律 (平成 29 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 44 条において準用する第 9 条第 4 項の規定に基づき、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律に基づく認定について (協議)」 (令和 8 年 5 月 20 日付け府医事第 114 号、8 文科振第 195 号、厚生労働省発産情 0520 第 2 号及び 20260514 商第 2 号) をもって協議のあった件について、個人情報保護委員会において下記のとおり意見を付した上で了承されたので、通知します。

#### 記

- 1 認定仮名加工医療情報作成事業者から法第35条第1項又は第48条第1項の規定により作成された仮名加工医療情報の提供を受け、当該仮名加工医療情報を利用して医療分野の研究開発を行う事業を行おうとする者の認定について、異存ない。
- 2 なお、本協議を踏まえ、今後、主務大臣において認定される認定仮名加工医療情報利用事業者については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) に規定する個人情報取扱事業者であることから、同法の規定に従い、認定仮名加工医療情報利用事業を適切に運用願いたい。